令和８年度
熊谷市スマートハウス補助金
≪申請の手引き≫

令和８年４月

熊谷市　環境部　環境政策課　環境政策係（江南庁舎２階）
住所：〒３６０－０１９２　熊谷市江南中央一丁目１番地
TEL：０４８－５３６－１５４７
FAX：０４８－５３６－２００９
MAIL：kankyoseisaku@city.kumagaya.lg.jp

＜目次＞

１　目的……1
２　申請フロー……1
３　補助対象
（１）補助対象住宅……2
（２）補助対象者……2
４　補助金額……2
５　交付件数……2
６　申請手続
（１）交付申請……3
（２）交付決定……5
（３）地域電子マネー「クマ PAY」について……6
７　他の補助金との併用……7
８　取得財産の管理・処分……7
９　補助事業完了後の市への協力……7
10　Q&A……8

１　目的

本市において、スマートハウスを新築又は購入した市民に対し、新築又は購入に係る費用の一部を補助することで地球温暖化対策に資することを目的とします。

２　申請から交付まで

申請期間は、**令和８年４月１日～令和９年３月５日**で、補助対象となる住宅の所有権保存登記日より**１年以内**です。

≪申請フロー≫

	時期等	申請者	熊谷市
交付申請	令和８年４月１日から 令和９年３月５日まで ※住宅の所有権保存登記日より１年以内 ※補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了していること ※「クマぶら」内にある「クマPAY」の会員登録を完了していること	交付申請書類提出 ⇨	交付申請書類受付
			審査
交付決定	２０件目まで：申請翌々月中旬 ２１件目から：申請翌月中旬	交付決定通知書受領 ⇦	交付決定通知書送付
交付	交付決定後随時	補助金受領	補助金交付 ※地域電子マネー「クマPAY」１５ 万円分を申請書兼請求書に記入いただいたカード番号へ付与します。 ※１５万円は、後日、口座振込となります。

３　補助対象

（１）補助対象住宅

補助金の対象となる住宅は、下記の機器を備え、及び認定を受けた新築住宅（注文住宅及び建売住宅）とします。

対象	条件等
太陽光発電システム	・日本工業規格（ＪＩＳ）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力が２．５ｋＷ以上であること ・余剰電力の買取契約を締結すること（全量買取契約を締結する場合は不可）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	（エネファーム） 一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録されているもの
あるいは	
家庭用蓄電システム	（家庭用蓄電システム） 「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業」等の補助対象登録済製品として指定されているもの
エネルギーマネジメントシステム（HEMS）	「ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅ」規格（一般社団法人エコーネットコンソーシアムが発行した通信規格）を標準インターフェイスとして搭載しているもの
ＬＥＤ照明	・住宅に付属した照明で、照明用電源を使用するものであること ・居室の全てに設置されていること
長期優良住宅の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項から第３項までの規定による認定を受けていること

（２）補助対象者

この補助金の対象者は、下記の全てに該当する方です。

①本市に、注文住宅（※）を新築し又は建売住宅（※）を購入し、自ら居住する方

②本市の市税等（国民健康保険税を含む）を滞納していない方

③暴力団との関係を有していない方

④過去に、申請者又はその配偶者が、スマートハウス補助金の交付を受けていない方

※　注文住宅、建売住宅のいずれも、併用住宅も対象になります。

４　補助金額

この補助金の額は一律３０万円です。そのうち１５万円を地域電子マネー「クマ PAY」、１５万円を口座振込で交付します。

５　申請書の様式

２０件目までは「熊谷市・公益信託熊谷環境基金スマートハウス補助金」、２１件目からは「熊谷市スマートハウス補助金」による交付となり、交付申請書の様式が異なりますので、ご注意ください（交付申請書以外の添付書類はすべて同じです）。

６　申請手続

（１）交付申請

令和８年４月１日から令和９年３月５日までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より１年以内に、「熊谷市　環境部　環境政策課」に、必要書類を持参してください（郵送不可）。

補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了させてからの申請になります。また、申請時点で「クマぶら」内にある「クマ PAY」の会員登録を完了している必要があります。登録方法については、６ページを参照してください。

本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎では受け付けておりませんので、ご注意ください。

交付申請は先着順に受け付けますが、申請内容に不備のある場合は、当該不備が修正された時点で受け付けるものとします。

【交付申請先】

熊谷市　環境部　環境政策課

住所：熊谷市江南中央一丁目１番地（江南庁舎２階）

電話：０４８－５３６－１５４７

【交付申請に必要な書類】

	書類名	備考
①	補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）	・本市の定める様式を使用してください。 ・申請時点で「クマぶら」内にある「クマ PAY」の会員登録を完了している必要があります。地域電子マネー「クマ PAY」登録方法については、６ページを参照してください。 ※家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置した場合は、一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録されている品名[形式名]を記入してください。 ※家庭用蓄電システムを設置した場合は、「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業」等にて指定されている補助対象登録済製品のパッケージ型番を記入してください。 ※振込先の口座は、申請者ご本人様のものでお願いいたします。 ※ご記入いただく地域電子マネー「クマ PAY」の電話番号、カード番号は、申請者ご本人様のものでお願いいたします。また、地域電子マネー「クマ PAY」へ付与しますので、カード番号の記入誤りのないよう充分ご注意ください。地域電子マネー「クマ PAY」カード番号の確認方法は、６ページをご確認ください。
②	建物登記簿の全部事項証明書の写し	・管轄の法務局で発行された建物の登記簿（全部事項証明書）を提出してください。 ※インターネット上の「登記情報提供サービス」から印刷したものは不可 ※所有権保存登記日の記載があるもの

③	工事請負契約書又は売買契約書の写し	※請負金額が記載されているもの
④	確認済証及び建築確認申請書の写し	・建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認済証及び建築確認申請書の写し（第一面～第六面を含む）の写し
⑤	機器の位置が記載されているもの	・補助対象機器（太陽光発電システム、エネファーム、家庭用蓄電システム、HEMS）の位置が記載されている図面 □　太陽光発電システム ※立面図→太陽電池モジュールの設置位置が明記されているもの ※太陽電池モジュールの公称最大出力値が確認できる配置図等 □　家庭用燃料電池システム（エネファーム） ※平面図 □　家庭用蓄電システム ※平面図 □　エネルギーマネジメントシステム（HEMS） ※平面図
⑥	検査済証の写し	・建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項の規定による検査済証の写し
⑦	機器の保証書の写し	・補助対象機器（太陽光発電システム、エネファーム、家庭用蓄電システム、HEMS）の保証書の写し □　太陽光発電システム ※保証書（出力対比表、出荷証明書、「太陽光発電システム」等の記載がある建物保証書も可） □　家庭用燃料電池システム（エネファーム） ※保証書 □　家庭用蓄電システム ※保証書 □　エネルギーマネジメントシステム（HEMS） ※保証書（出荷証明書、モニターの保証書も可）
⑧	エネルギーマネジメントシステム（HEMS）の仕様が分かる説明書類の写し	※「ＥＣＨＯＮＥＴ　Ｌｉｔｅ」規格を標準インターフェイスとして搭載していることが分かるもの
⑨	電力会社と電力受給契約を締結したことを証明する書類の写し	太陽光発電システムと電力会社の低圧配電線との系統連系を完了していることを確認できる書類（系統連系完了日又は買取起算日が確認できるもの）のうち、いずれかの写し（※次に該当しないものはご相談ください。） 【業者が用意する場合】 □　東京電力パワーグリッド㈱受給契約申込受付サービス「Web 申込システム」の「工程照会」の「受電地点特定番号、発電場所住所、発電者名義、系統連系開始日」が記載されたページを印刷したもの。

		【申請者が用意する場合】 □　東京電力パワーグリッド㈱Ｗｅｂサイトの「購入実績お知らせサービス」から「契約名義、契約住所、購入開始年月日、買取起算日」が記載されたページを印刷したもの。 □　東京電力パワーグリッド㈱が発行する「接続契約のご案内」又は「特定契約のご案内」の写し、**及び**「系統連系完了のお知らせ」（メール）の写し（両方ないと受付できませんのでご注意ください。） □　東京電力パワーグリッド㈱が発行する「発電設備連系完了のお知らせについて」 東京電力エナジーパートナー㈱Web サイトの「購入電力量」の「契約情報」の「契約名義、契約住所、お客様設備の買取起算日」が記載されたページ
⑩	完成写真	□　建物全体写真 □　太陽光発電システム：建物全体写真に、太陽光発電システムが写っている場合は、建物全体写真とあわせて１枚で可 □　家庭用燃料電池システム（エネファーム） ⑴全体写真　⑵製造番号が分かる写真 □　家庭用蓄電システム ⑴全体写真　⑵製造番号が分かる写真 □　エネルギーマネジメントシステム（HEMS） ⑴情報収集装置　⑵分電盤　⑶モニターの各写真
⑪	長期優良住宅の認定通知書の写し	・長期優良住宅法第７条（第８条第２項において準用するものを含む。）の規定による認定通知書の写し
⑫	熊谷市スマートハウス補助金申請同意書（様式第１号の２）	・建物が共有の場合、本市の定める様式を使用し提出してください。 ※申請者がスマートハウス補助金の交付申請をすることに対し、申請者以外の名義の方が同意をするものです。申請者以外の名義の方が同意者としてご記入ください。
⑬	その他市長が必要と認める書類	・本市から求めがあった場合に提出してください。

（２）交付決定

申請は**先着順**に受け付け、受付名簿に補助金交付候補者として登載し、市で審査を行った上で補助金を交付する対象者を決定し、申請者に交付決定通知書を順次送付します。

１５万円分は地域電子マネー「クマ PAY」として、申請書兼請求書に記入いただいたカード番号へ付与します。残りの１５万円は、後日、指定いただいた口座に振込みとなります。

（３）地域電子マネー「クマ PAY」について

地域電子マネー「クマ PAY」について、詳しくは、熊谷市 HP「クマ PAY」で検索してください。申請時点で「クマぶら」内にある「クマ PAY」の会員登録を完了している必要があります。地域電子マネー「クマ PAY」やその登録方法については、次ページを参照してください。

誤った「クマ PAY」カード番号を記載した場合、補助金申請者でない方に付与され、その場合であっても、申請者に再度付与することはできなくなりますので、カード番号の記入誤りのないよう充分ご注意ください。

●地域電子マネー「クマ PAY」登録方法





●地域電子マネー「クマ PAY」カード番号確認方法

「クマ PAY」会員登録後、以下の画面にてご確認ください。



7　他の補助金との併用

この補助金は、国、県の補助金と併用することができます。それぞれの補助金で、申請期間等が異なりますので、ご注意ください。

また、市の補助金「熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金」と併用することはできません。

8　取得財産の管理・処分

補助対象者は、この補助事業の補助対象である財産について、目的以外の用途（譲渡、交換、貸付等）に使用することはできません。補助金の目的に沿うよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。

補助対象者は、法定耐用年数の期間内に財産を処分するときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第４号）」を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、本市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

9　補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した後、本市が行うエネルギー使用状況調査やアンケート調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

10　Q&A

Q　「太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システム、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、ＬＥＤ照明（以下、補助対象機器）」全てを設置し、長期優良住宅の認定を受けなければ、補助対象にならないのですか？

A　この補助金を受けるためには、上記全ての機器を設置し、及び認定を受ける必要があります。

Q　補助対象機器をひとつのみ設置した場合や、長期優良住宅の認定を受けた場合のみでは、補助対象にならないのですか？

A　この補助金の対象にはなりません。

太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用蓄電システム、については、個別の補助制度がありますので、ご利用ください。

ＬＥＤ照明、長期優良住宅の認定についての個別の補助制度はありません。

Q　なぜ、補助対象機器全てを設置し、さらに長期優良住宅の認定を受けた新築住宅（注文住宅又は建売住宅）でなければ、補助金の対象とならないのですか？

A　この補助金は、新たに長期的に居住するための住宅に、創エネ、省エネ、蓄エネといった要件を備えることで、エネルギー使用及び CO_2 排出量の削減により地球温暖化対策に大きく寄与することを目的としています。

そのため、太陽光発電や家庭用燃料電池システム（エネファーム）による「創エネ」設備、LED 照明等による「省エネ」設備、家庭用蓄電システムによる「蓄エネ」設備、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）による「エネルギーの見える化」設備を有し、また、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定を受けた住宅を補助対象としています。

Q　長期優良住宅の認定を受け、太陽光発電システム、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、ＬＥＤ照明を設置した上、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムの両方を設置します。補助金の額はいくらになりますか？

A　家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムの両方を設置した場合も、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムのいずれかを設置した場合も、補助金の額は一律３０万円です。

Q　既設機器や既築住宅についても補助対象とすべきではないですか？

A　この補助金は、補助対象となる住宅の取得を促すことを目的にしておりますので、既に設置された機器や既に建築された住宅についての補助は対象としておりません。

Q　太陽光発電はいつまでに系統連系を終えればいいですか？

A　交付申請までに終えてください。交付申請ができるのは、令和８年４月１日から令和９年３月５日までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より１年以内（必着）です。交付申請までに、補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了している必要があります。

Q　家庭用燃料電池システム（エネファーム）以外のエコキュートやエコジョーズ等の高効率給湯器は補助対象になりますか？

A　補助対象になりません。補助対象となる高効率給湯器は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）のみです。

Q　居室の全てにＬＥＤ照明を設置することが補助対象要件となっていますが、居室の定義は何ですか？

A　建築基準法第２条第４号「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」を指し、具体的には、居間、寝室、台所（※）、応接室、書斎等です。玄関、廊下、階段、トイレ、手洗所、浴室、物置、納戸等は、居室には含みません。

※　調理のみに使用し、食事等の用に供しない場合で、床面積が小さく（４．５畳程度）、他の部分と間仕切り等で明確に区画されている場合は、居室としては取り扱いません。

Q　中古品は補助対象になりますか？

A　補助対象になりません。補助対象になるのは未使用品に限ります。ただし、LED 照明器具はこの限りではありません。

Q　リース契約の場合は補助対象になりますか？

A　補助対象になります。ただしその契約期間が法定耐用年数以上、かつ中途契約・解約出来ない場合に限ります。申請書にリース契約書の写しを添付して下さい。

※補助対象機器法定耐用年数

- 太陽光発電システム　…17 年
- 家庭用燃料電池システム　… ６年
- 家庭用蓄電システム　… ６年
- エネルギーマネジメントシステム（HEMS）　… ５年

Q　事業所（店舗や事務室など）への設置は補助対象になりますか？

A　補助対象になりません。
ただし、居住用の住宅と併用する場合は補助対象になります。

Q　集合住宅（アパートやマンションなど）は補助対象になりますか？

A　補助対象になりません。

Q　長期優良住宅の認定を受ける集合住宅の１部屋に申請者が居住し、その部屋に補助対象機器を備える場合、補助対象になりますか？

A　補助対象になりません。店舗併用住宅については補助対象ですが、店舗併用住宅を補助対象とする場合は、店舗部分を申請者が使用する場合としており、店舗部分に当たる集合住宅の他の部屋を申請者以外の他者が使用する場合は補助対象になりません。

Q　スマートハウスの基準を満たした二世帯住宅の場合（建物は１棟であり、電力系統が世帯毎に分かれて（電力受給契約締結者が２名）おり、且つ、世帯毎に、補助対象機器を備えている場合)、補助対象は２件になりますか？

A　本補助金は、建物単位の扱いとなるため、補助対象は１件になります。

スマートハウス補助金申請者とは別の施主が、補助対象機器の個別の補助金を申請することはできます（太陽光発電システムについては、スマートハウス補助金申請者とは別の施主の電力系統に係るもののみ申請可。スマートハウス補助金申請者の電力系統に係るものは申請不可)。

Q　長期優良住宅の認定を受けた住宅に、リフォーム等で補助対象機器を全て設置する場合は、補助対象になりますか？

A　新築住宅を補助対象にしているため、補助対象になりません。補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日以後に補助対象機器を設置する場合はリフォームとしています。

Q　補助対象となる新築住宅について、既に工事を完了し、引渡しを完了しています。補助対象になりますか？

A　交付申請ができるのは、令和８年４月１日から令和９年３月５日までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より１年以内（必着）です。この期間に該当すれば、補助対象になります。なお、補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了している必要があります。

Q　申請に必要な書類はどこで入手できますか？

A　市役所広報資料コーナー、各行政センターで配布しているほか、本市ホームページからダウンロードすることができます。

Q　申請を土休日に行うことはできますか？

A　市役所開庁日（平日、年末年始除く）のみになります。